

「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」 フォローアップ状況について

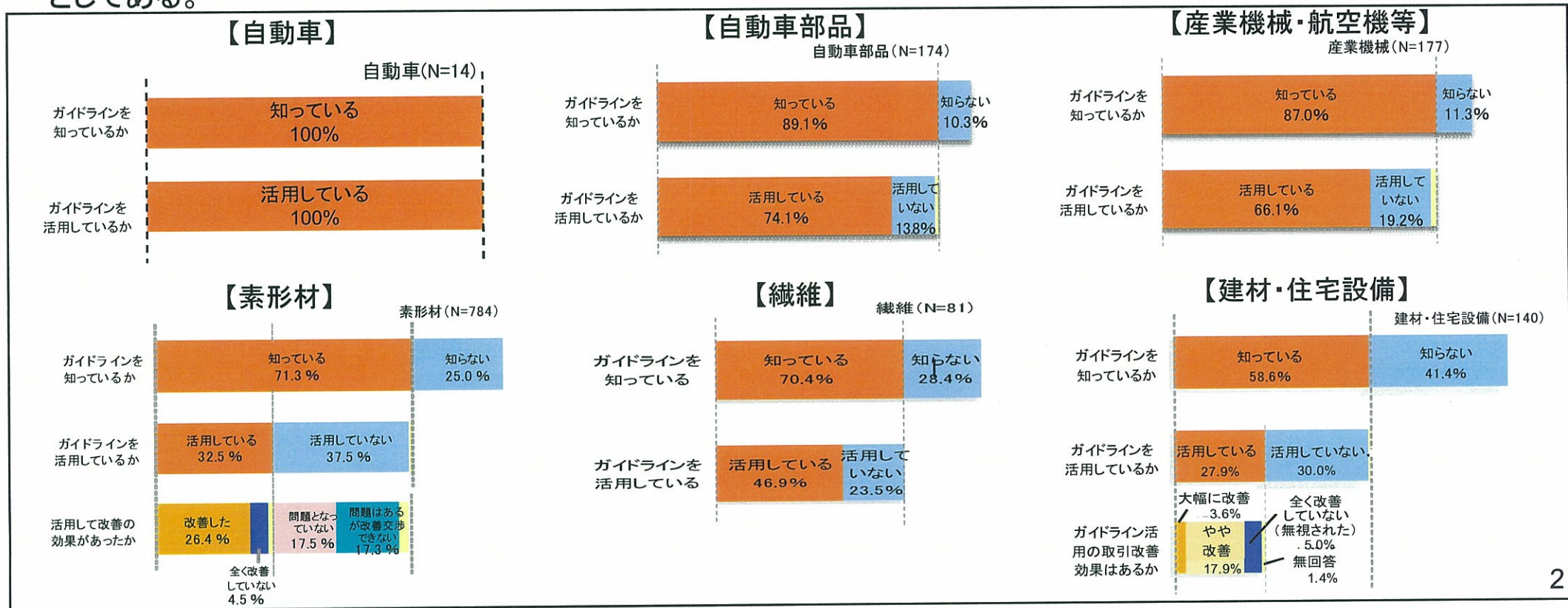
(素形材、自動車、産業機械・航空機等、繊維、建材・住宅設備)

平成21年2月19日
経済産業省製造産業局

ガイドラインフォローアップ結果

【素形材、自動車、産業機械・航空機等、繊維、建材・住宅設備】

- 各産業において、多くの企業がガイドラインを認知しており(自動車100%、自動車部品89.1%、産業機械・航空機等87.0%、素形材71.3%、繊維70.4%、建材・住宅設備58.6%)、発注側であるユーザーの多くは、ガイドラインを活用して、社内への周知活動及びガイドラインを参照しての取引関係の見直し等に努めていることが見受けられた。
- また、受注側である素形材産業では、「活用している」と回答した企業32.5%のうち、約81%にあたる企業(全体の26.4%にあたる企業)がガイドラインを活用して取引改善の効果がみられたと回答している。
- 一方で、各産業でガイドラインを認知していながら活用していない企業も存在している。ガイドラインを活用していない理由として、「改善交渉すれば取引関係を悪化させる懸念がある」、「改善の仕方が分からない」とした声が依然としてある。



ガイドラインの改訂【素形材、自動車、産業機械・航空機等】

ガイドライン改訂経緯

中小企業の生産性向上のため、平成19年6月、下請事業者と親事業者の“win-win”の関係づくりを目指し、「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」を策定。

素形材、自動車、産業機械・航空機等において、ガイドラインの効果について、フォローアップ調査を実施し、平成20年3月に取りまとめ。

フォローアップ調査結果等を踏まえ、研究会を開催し、学識者及び各業界からなる委員がガイドライン改訂を検討

ガイドラインの主な改訂内容

- ・ガイドライン策定から、新たに集まった①問題があると思われる取引慣行事例等と②ベストプラクティス（望ましい取引慣行）事例を追加。
- ・③「下請法の対象外となる資本金規模の企業間取引」や「不公正な取引方法に係る経済産業省と公正取引委員会との協力学スキームの構築」について追加。

新規ガイドライン作成業種【建材・住宅設備】

平成20年3月に、建材・住宅設備産業取引ガイドラインを新たに策定。

ガイドラインの主な内容

- ・建材・住宅設備産業取引の段階（見積、受注、受領支払等）ごとに①問題となる具体的行為事例、②関連法規の留意点及び望ましい取引慣行、③望ましい取引実例（ベストプラクティス）を提示。